

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の還付
根拠法令及び条項		<p>新座市自転車等駐車場条例</p> <p>第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第13条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審査基準	関係条項	<p>新座市自転車等駐車場規則</p> <p>第11条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場の管理上特に必要があるため、市長が利用登録を取り消したとき、又はその利用を停止したとき。</p> <p>(2) 登録利用者が有効期間（使用料を納付した期間に限る。）内において、駐車場の利用登録を必要としなくなったとき。</p> <p>2 前項の規定による還付は、既に納付した使用料の額に応じて、同項第1号に規定する場合にあつては還付すべき事由の発生した日から日割により、同項第2号に規定する場合にあつては還付すべき事由の発生した日の属する月の翌月から月割により計算して行うものとする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	還付申請書が提出された後、利用カードの返却と現に利用していないこと又は現に利用していないことが確認されたとき。
	参考事項	登録利用者が、交通系ICカード（PASMO等）を利用カードとして登録している場合、返却は必要なし（現在、志木駅周辺自転車駐車場のみ。）。
	設定等年月日	昭和60年12月24日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）